

○第87回添加物専門調査会

日時：平成22年7月27日（火）13：58～15：28

議事概要：

(1) 2-(3-フェニルプロピル)ピリジン

・審議の結果、本品目は、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられると評価された。評価書案は一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*食品中に天然に存在することが確認されていない成分です。欧米において、焼菓子、スナック菓子、グレービーソース類、朝食シリアル類、香辛料、調味ソース・スプレッド・付合せ類等様々な加工食品において香りの再現、風味の向上等の目的で添加されています。

(2) 2,3-ジエチル-5-メチルピラジン

・審議の結果、本品目は、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられると評価された。評価書案は一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

*ライ麦パン、ポップコーン等の食品中に存在し、また、コーヒー及び落花生の焙煎並びに豚肉、子めん羊肉等の加熱調理により生成する成分です。欧米において、焼菓子、朝食シリアル類、ソフト・キャンデー類、肉製品、冷凍乳製品類、ゼラチン・プリン類等様々な加工食品において香りの再現、風味の向上等の目的で添加されています。